

会社更生手続について

最近、当社の取引先が会社更生手続開始申立をしました。「民事再生手続」はよく聞きますが、会社更生手続というのはどのような手続なのでしょうか。

1 会社更生手続とは

会社更生手続とは、株式会社を対象とした再建型の倒産処理手続の1つで、会社更生法に基づいて進められるものであり、その手続の概要は以下のとおりです。

(1) 申立て

更生手続は、裁判所に対する申立てによって開始します。

一般に、申立ての日、即日弁済禁止等の保全処分（会社更生法28条、以下「法」と表示します）の決定、保全管理人による保全管理命令（法30条）がなされます。

(2) 更生手続開始決定

裁判所は、更生手続開始の原因となる事実（法17条1項）があると認められ、しかも申立棄却事由がないと判断した場合には、更生手続開始決定をします（法41条1項）。

(3) 債権の届出・調査・確定

更生手続開始決定があると、その効果として、更生債権者や更生担保権者は原則として更生計画によらなければ弁済を受けることができなくなります（法47条1項）。

そのため、更生手続に参加しようとする更生債権者、更生担保権者は、債権届出期間内に権利の届出をする必要があります（法138条）。

管財人は届け出られた更生債権、更生担保権について認否し（法146条）、更生債権者、更生担保権者も、一般調査期間内に他の更生債権、更生担保権について異議を述べることができます（法147条）。

管財人が認め、一般調査期間内に更生債権者等から異議が述べられなかった更生債権、更生担保権は、届出どおり確定します（法150条）。

これに対し、管財人が認めず、あるいは更生債権者、更生担保権者が異議を述べた更生債権や更生担保権については、最終的には更生裁判所（法2条4項）に対する異議の訴え（法152条）や、価額決定の申立て（法2条5項）によりその額が決定することになります。

(4) 更生会社の財産の調査（財産評定）・確保

管財人は、更生会社の財産を調査し、更生手続開始後、遅滞なく更生会社に属する一切の財産につきその価額（時価）を評定し、この財産評定の結果に基づいて、更生手続開始時における貸借対照表及び財産目録を作成します（法83条）。

また、管財人は、更生会社による詐害行為や偏頗行為がある場合には否認権を行使し（法86条以下）、また、更生会社の取締役等が違法行為をして更生会社に損害を与えていた場合には、損害賠償の請求をするなどして、更生会社の財産を確保します（法99条以下）。

(5) 更生計画案の提出・決議・認可

管財人は、債権届出期間満了後の裁判所の定める期間内に更生計画案を裁判所に提

出します（法１８４条）。

その後、更生計画案の決議がなされますが、更生手続における更生計画の可決要件は、一般債権者（更生債権）と担保権者（更生担保権）とで別々に規定されており、議決も別々に行われます。

まず、更生債権の組の可決要件は、議決権の総額の２分の１超とされています。

また、更生担保権の組については更生計画の内容により可決要件が異なり、期限の猶予を定める場合は議決権の総額の３分の２以上、減免等を定める場合は議決権の総額の４分の３以上、清算を内容とする場合は議決権の総額の１０分の９以上の賛成が必要とされています。

そして、更生計画が、更生債権の組と更生担保権の組の両方において可決されなければ、全体として更生計画案が可決されたことになりません。

可決された更生計画は、裁判所に認可されて効力を生じます（法２０１条）。

(6) 更生計画の遂行

更生計画が認可されると、管財人はすみやかに更生計画の遂行又は更生会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分の監督を開始しなければなりません（法２０９条１項）。通常、管財人が自ら更生計画の遂行にあたります。

(7) 更生手続の終結

更生計画が遂行された場合や、更生計画が遂行されることが確実であると認められる場合等には、裁判所は、管財人の申立て又は職権により、更生手続終結の決定をします（法２３９条１項）。

終結決定により管財人の権限は消滅し、更生会社は通常の会社に戻り、会社の取締役が会社の事業の経営権並びに財産の管理処分権を行使することになります。

2 更生手続と民事再生手続との違い

以上の更生手続は、債務者が事業を継続しながら再建をはかるという点では民事再生法による再生手続と同様ですが、再生手続とは以下の点が異なります。

(1) 利用できる債務者

再生手続は、法人から個人までどのような債務者でも利用でき、主に中小企業向けといわれています。

これに対し、更生手続は、株式会社である債務者のみを対象とした手続であり、比較的大規模な企業を念頭に置いています。

(2) 管財人の選任

再生手続は、従来の経営陣が経営権及び破産の管理・処分権を維持した形で手続が進行します。このため、手続進行についての再生債務者の監督等のため、裁判所により監督委員が選任されることが通例です。

これに対し、更生手続では、従来の経営陣の経営権及び管理・処分権は失われ、裁判所が選任した管財人が自ら手続を進行させます。

(3) 担保権に対する制約

再生手続においては、担保権付債権は別除権として再生手続外での権利行使が可能であり、担保権者としては再生手続とは関係なく、担保権を実行して債権の回収をはかることができます。

これに対し、更生手続においては、担保権付債権も更生手続内に取り込まれ、更生計画に従った弁済しか受けることができません。即ち、担保権者の担保権実行も制限されることになります。

(4) 組織変更の手続

再生手続においては、会社組織変更は商法の規定に従って株主総会の特別決議等を要するのが原則です（なお、営業譲渡については株主総会の特別決議に代わる裁判所の代替許可の制度が設けられ、また、減資は再生計画により行うことができます）。

これに対し、更生手続においては、増・減資、社債の発行、株主交換、合併、会社分割等の会社組織の変更等を商法の規定によることなく更生計画によって行うことができ、更生計画によらない営業譲渡も管財人が裁判所の許可を得て行うことができます。

(5) 計画案の可決要件

再生手続においては、再生計画の可決要件は、再生債権の議決権総額の2分の1以上かつ出席した再生債権者の頭数の過半数とされています。担保権者は、再生手続によらずに担保権実行が可能であるため、議決権を有しません（再生債務者としては、担保権者による担保実行を回避するためには、個別に担保権者と協定をすることが必要になります）。

これに対し、更生手続における更正計画の可決要件は、前述のとおり、一般債権者（更生債権）と担保権者（更生担保権）とで別々に規定されており、更生債権の組と更生担保権の組の両方において可決されなければ、全体として更生計画案が可決されたことになりません。

更生手続においては、担保権実行が制約されることの反面、担保権者の権利保護をはかるため慎重な議決手続がとられているのです。

(6) 計画認可後の監督

再生手続においては、監督委員が再生計画の遂行を監督しますが、監督委員による監督は再生計画認可決定の3年後までに限定されています。

これに対し、更生手続では、更生計画の遂行が確実に認められるまで裁判所による監督が継続することとされています。

なお、再生手続においては、再生計画の履行確保の最後の手段として、再生計画取消の制度が設けられており、再生債務者が履行を怠った等のため再生計画が取り消された場合には、再生計画によって変更された再生債権は原状に復し、再生計画によって生じた権利変更、失権の効果は失われます。

これに対し、更生手続においては、更生計画の遂行の見込みがないため廃止になった場合であっても、更生計画によって生じた権利変更、失権の効果は失われないものとされています。